

小康期
<p>○状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
<p>○目的</p> <p>1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>○対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

[対処方針の決定]

- ・ 国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合にはその対応を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、必要に応じて対策を行う。

[緊急事態宣言の解除]

- ・ 市は、国が緊急事態措置の解除宣言を行った場合には、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認める時」とは、具体的には、

- ・ 患者の数、ワクチン接種者の数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

などであり、国内外の流行状況、国民生活、国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

[対策の評価・見直し]

- ・市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、県が行う行動計画、マニュアル等の改定等を踏まえて、市計画等の必要な見直し等を行う。

[対策本部の廃止]

- ・市は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。ただし本部長が必要と認める場合は継続して設置する。

(2) 情報提供・共有

[情報提供]

- ・市は、県等と連携して、小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波に備え、市民への情報提供と注意喚起を行うとともに、メディア等に対し、広報担当者から、市内の発生・対応状況について情報提供を行う。

[情報共有]

- ・市は、県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

[相談窓口の縮小]

- ・市は、国の要請に基づき、状況を見ながら、新型インフルエンザ等相談窓口を縮小する。

(3) まん延防止に関する措置

市は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを市民に周知する。

(4) 予防接種

[予防接種]

- ・市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ・市は、県等と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

[医療体制]

- ・ 県は、国と連携し、患者の発生状況を勘案しつつ平常の医療体制に戻す。
- ・ 県は、不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。

[抗インフルエンザウイルス薬]

- ・ 県は、国から、抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針が示された場合は、医療機関に周知する。
- ・ 県は、流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況等を確認し、必要に応じて追加備蓄等を行う。
- ・ 緊急事態宣言がされている場合には、県は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

① 業務の再開

- ・ 県は、国と連携し、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県は、指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

② 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

県内感染期の(6)-2⑩の記載を参照。

③ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市、指定（地方）公共機関は、県等と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、縮小・中止する。

大網白里市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年9月

発行 大網白里市
編集 大網白里市 健康増進課
〒299-3251
千葉県大網白里市大網100番地2
